

三木町農業委員会
令和3年7月 定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会

令和3年7月 定例総会議事録

- (会 期) 1 日 間
(開 催 年 月 日) 令 和 3 年 7 月 21 日
(会 議 時 間) 14:30 ～ 15:30
(開 催 場 所) 香 川 県 農 業 協 同 組 合
三 木 町 支 店
(3 階) 大 ホ ー ル
(議 題) 別 紙 の と お り

出席委員数 18名

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1番 松田 隆雄 | 11番 高重 浩二 |
| 2番 香西 茂知 | 12番 白井 敏雄 |
| 3番 古市 哲 | 13番 吉原 博 |
| 4番 藤澤 勇一 | 14番 中川 詰郎 |
| 5番 鎌倉 茂雄 | 15番 横山 良秀 |
| 6番 溝渕 常雄 | 16番 岡田 久 |
| 7番 川田 正憲 | 17番 鎌倉 守 |
| 8番 鈴木 勤 | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理) |
| 9番 小川 正則 | 19番 高尾 壽一 (会長) |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) | |

(事 務 局)

- 1 平井元事務局長 2 横山賢一課長補佐 3 谷洋司主査 4 谷井直人主事

(そ の 他)

- 1 森岡隆一係長 (町農林課) 2 渡辺龍也主事 (町農林課)

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(2件)
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	(4件)
議案第3号	非農地証明願について	(1件)
議案第4号	非農地判断について	(1件)
議案第5号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第4号)
報告第1号	使用貸借返還通知について	(2件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

7月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。
(挨拶)
今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。
本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。
定例総会議事録署名委員につきましては、鎌倉茂雄委員と溝渕常雄委員をお願い致します。
それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。
それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

番号1	申請地：大字井上字池上	12筆	8,985.62 m ²
	地目：田10筆、畑2筆		
	譲受理由：一括贈与		
	譲渡理由：一括受贈		
	権利の種類：所有権移転（贈与）		
番号2	申請地：大字井上字立石	1筆	1,112.00 m ²
	地目：田1筆		
	譲受理由：経営規模の拡大		
	譲渡理由：労力不足		
	権利の種類：所有権移転（売買）		

(補足説明)

議案第1号番号1は、譲渡人が子へ生前一括贈与するものです。
議案第1号番号2は、譲渡人の労力不足により売買するもので、譲受人も経営規模の拡大を行うものです。また、下限面積要件も満たしております。
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

委員一同

(無し)

会長

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字平木字上所	2筆	3,837.00 m ²
	地目	: 田2筆		
	現況	: 田2筆		
	転用目的	: 分譲住宅2階建11棟 (819.50m ²)		
	権利の種類	: 所有権移転 (売買)		
	併用地	: ー		
	造成時期	: ー		
	備考	: ー		
番号2	申請地	: 大字田中字中免	1筆	795m ² の内112.05m ²
	地目	: 田1筆		
	現況	: 田1筆		
	転用目的	: 事務所1棟 (10.47m ²)、便所1棟 (1.00m ²)		
	権利の種類	: 所有権移転 (売買)		
	併用地	: ー		
	造成時期	: ー		
	備考	: 一時転用 (令和4年1月23日まで)		
番号3	申請地	: 大字氷上字西青岸	2筆	1,705.00 m ²
	地目	: 田2筆		
	現況	: 田2筆		
	転用目的	: 資材置場		
	権利の種類	: 所有権移転 (売買)		
	併用地	: 雑種地 (280.18m ²)		
	造成時期	: 平成13年頃		
	備考	: ー		
番号4	申請地	: 大字井戸字川西	1筆	16.00 m ²

地 目 : 田 1 筆
現 況 : 宅地 1 筆
転 用 目 的 : 宅地拡張 (侵入路用地)
権利の種類 : 所有権移転 (贈与)
併 用 地 : 宅地 (440.01㎡)
造 成 時 期 : 昭 和 5 0 年 頃
備 考 : ー

(番号 1 の補足説明)

議案第 2 号番号 1 は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議案第 2 号番号 2 は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議案第 2 号番号 3 は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

議案第 2 号番号 4 は、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあつたことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員 (6 番)

現地調査の報告を行います。

7 月分の農地法関連の申請について、令和 3 年 7 月 1 0 日の午前 9 時から、第 5 条許可申請 4 件につきまして、高尾会長・川田委員・私 (溝渕委員) ・事務局 2 名の計 5 名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第 5 条申請番号 4 です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員 (9 番)

議案第 2 号番号 1 は、譲渡人が高齢で耕作できないということで、この話がまとまりました。内容としては、家庭雑排水は浄化槽へ雨水は水路へ排水し、水利組合との話もできていて、問題は見受けられませんでした。

担当委員 (1 番)

議案第 2 号番号 2 は、基盤整備に伴う一時転用で現場事務所と便所を設置するというものです。

問題は見受けられませんでした。

担当委員（14番）

議案第2号番号3は、水利組合等の許可もあり、問題は見受けられませんでした。

担当委員（3番）

議案第2号番号4は、進入路で一部無断をこのたび是正するものです。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

4番委員

議案第2号番号1は、転用面積3837㎡に対して、819.50㎡とはどのように理解するとよいのですか。

事務局

819.50㎡は建築面積です。1区画74.50㎡×11区画で819.50㎡となります。

4番委員

何か具体的な数値はございますか。

事務局

転用面積3837㎡の内訳は、宅地が2700㎡ほど、道路が947㎡、残りが公園とゴミステーションになります。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

質問が無いようなので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

会長

満場一致で承認されました。
議案第3号が非農地照明願、議案第4号が非農地判断ということで、その違いは後ほど事務局より説明があります。
引き続き、議案第3号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明願について

番号1 申請地：大字朝倉字平石 6筆 3,023.00 m²
地目：田1筆、畑5筆
現況：山林6筆
非農地となつた日：平成13年月日不詳

会長

場所は、朝倉へ入る新道のところですか。

(補足説明)

事務局

県道小菘前田東線のところで、農業振興地域にはなりません。
以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第3号 非農地証明願について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。
次に非農地判断でございますが、法令に従い農業委員会が非農地と判断できるというものです。
引き続き、議案第4号、非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 非農地判断について

番号1 申請地：大字朝倉字上乃生 3筆 6,845.00 m²
地目：田1筆、畑2筆
現況：山林3筆
再生利用が困難である理由：長年、山林化されていたために、形状が田として復元できないため。また、水利用のため池が消滅し、田としての利用が困難であると見込まれるため。

(補足説明)

本件、非農地判断について説明します。
長年山林としての状況があり、形状が田として機能できなくなり、田として利用が困難となったものです。
次に、「非農地判断について」という農林水産省から発出された文書について説明します。
農業委員会は、農地法第30条に基づく状況調査の結果、調査した農地が次のいずれかに該当

する場合、農地に該当しない土地の農地台帳からの除外を行うというものです。

- ① 土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること
- ② 周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること

また、農林水産省が再生化エネルギーの促進化もあって、現状にそぐわない農地が農地台帳に存在していれば農地台帳から除外するという通知があります。農業委員又は農地最適化推進委員の3人以上で現地調査を実施し、その結果再生が困難な農地と判断された場合、農業委員会は地目変更登記の有無にかかわらず非農地として農地台帳から除外するものとするがあります。

農業委員会としては、これらの通知を受け、再生困難である農地については毎月の定例総会で審議し所有者に対して当該土地を非農地と判断したという通知を行うこととなります。その通知を受け取った者が法務局へ地目変更登記をしていただくこととなります。

議案第4号番号1についても先日現地調査を実施しており、農地として復元できないため、また、田としての利用も困難であると見込まれるため、このような理由から非農地であるという判断を農業委員会主導のもと行っております。

非農地証明願と非農地判断の違いですが、前者は、願出があるもので、後者は、農業委員会の主導のもと農地パトロールを行い判断するものです。

以上となります。ご審議よろしくお祈いします。

会長

ありがとうございました。

この通知があったころ、農業委員からも相談がありまして、そういう流れの中でお話したものでございます。

各委員から何か質問はありますか。

3番委員

8～9月にかけて今年度の農地パトロールがありますが、その折に非農地と判断した場合、今後こういった事例があり得るのでしょうか。

会長

非農地となるので農業委員会の規制がかからなくなるということで、こういった事例は慎重に取り扱いしているところです。

逆にいえば、山に近いところではこういった事例があると思われます。

14番委員

別件ですが、山林化している土地の者から申請しないといけないのですか。

会長

山林化しているところがこの写真ではよくわからないのですが、現地確認して登記地目が農地（田・畑）であれば、こういう処置（非農地判断）をしていかないといけないですね。

4番委員

通知にはこう書いているけど、具体的にはどのような状況だったんですか。

18番委員

現地調査を行ったんですけど、昔は田であったのですが、現地は段々畑のようにになっている状況で、岸もなく山になっておりました。

2番委員

井戸地区と神山地区の境にもそのような土地があるのですが、申請しないとイケないのですか。

会長

申請はしなくても良いです。

他に何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第4号 非農地判断について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。
それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
(農用地利用集積計画について説明)
今月は、新規利用権設定0件・再設定3件・転貸6件で計9件になります。
どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。
以上になります。

会長

他に何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。
報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 使用貸借返還通知について

番号1 申請地：大字田中字北天枝 2筆 3,092.00 m²
地目：田2筆
取消理由：借り手の変更

番号2 申請地：大字田中字茶臼 2筆 2,763.00 m²
地目：田2筆
取消理由：借り手の変更

会長

報告第1号番号1は、取消理由が「借り手の変更」となっていますが。

事務局

(補足説明)

貸し手が死亡したため使用貸借の返還を行い、議案第5号番号7で農地機構を通じて貸借するものです。

会長

ありがとうございました。

報告案件ですが、何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

報告事項は以上です。議案書については以上です。

それでは、次第「(2)香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。

(審議報告について説明)

各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。